

令和6年8月22日

葬祭業者関係各位

南部広域市町村圏事務組合
いなんせ斎苑所長 新川 琢也



改葬遺骨に係る火葬予約の制限について（通知）

平素より当斎苑の火葬業務にご理解とご協力を賜り大変感謝申し上げます。
いなんせ斎苑では、令和6年7月から火葬予約が増加しており、火葬までの時間が長期化している状況にあります。
そのため、改葬遺骨の火葬については、下記のとおり受入の制限を行います。皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご協力よろしくお願いいたします。

当斎苑は、那覇市及び浦添市の共同事業として、円滑な火葬業務を実施することを目的として供用開始し、組合が管理運営を行っておりますので、今後も当斎苑の火葬業務にご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

記

受入制限

区分：改葬遺骨

期間：令和6年9月1日から令和6年9月30日

（9月1日の火葬予約より制限）